

第1章 はじめに

〔Q1〕 オーナーの貸付金・借入金と相続の関係は

Q 会社に対する貸付金又は借入金を有しているオーナーに相続が発生した場合、その貸付金又は借入金はどうなりますか。また、どのようなことが問題になりますか。

A オーナーに相続が発生した場合、貸付金は債権、借入金は債務として相続・承継されます。

オーナーの貸付金(会社からみれば借入金)は、会社が返済可能であれば、特に問題はありませぬ。しかし、相続税では、会社が債務超過であり、資金繰り等の都合からすぐに返済するのが困難な場合であっても、オーナーの会社に対する貸付金は課税財産となり、多額の相続税が発生することがありますので注意が必要です。

オーナーの借入金(会社からみれば貸付金)は、相続税の債務控除ができますので、相続税では基本的には問題になることはありません。ただし、保証債務については、原則として債務控除することができません。

また、貸付金・借入金は、遺産分割や事業承継の足枷となることもありますのでご注意ください。

内容見本 (A5判縮小)

第2章

第2章 貸付金・借入金の生前対策

第1 会社への貸付金

1 貸付金の贈与

〔Q9〕 貸付金の贈与とは

Q 役員借入金を減らす手法として、貸付金の贈与が広く活用されていると聞きました。具体的にはどのような手法なのでしょう。また、活用するに当たって留意すべき点を教えてください。

A 役員(オーナー)の会社に対する貸付金を親族等に贈与し、役員借入金を削減する手法です。

金銭貸借関係の直接的な解消にはなりません、贈与税の基礎控除等をうまく使いながら贈与をすることで、役員(オーナー)に相続が発生した場合の相続税を節税することができます。

活用する際には、相続発生までの期間や、二次相続などに留意する必要があります。

解説

1 貸付金の贈与

役員(オーナー)の会社に対する貸付金を親族等に贈与して役員借入金を削減する方法が「貸付金の贈与」の手法です。

貸付金は、役員(オーナー)から贈与を受けた親族等に移転するので金銭貸借関係の直接的な解消にはなりません。しかし、贈与税の基

第4 貸付金債権の回収が可能とされた事例

〔事例10〕 貸付金債権の評価について、金融検査マニュアル等を挙げて、画一的な財産評価基本通達による評価を避け、通常人の常識的見地から債権の回収可能性を個別具体的に判断すべきとの主張に対し、そのような評価方法では債権の回収可能性を客観的に担保することができないとされた事例

【東京高判平21・1・22税資259・7(順号11120)】

事案の概要

- ① 原告Xは、被相続人AのB社に対する貸付金債権(以下「本件債権」という。)について、Xが相続するとして、本件債権を額面どおりの価額で評価し、他の相続財産と併せて相続税の申告をした。
- ② B社は、Xが代表取締役を務める同族会社であり、その経営は事業による利益に加えて、同族株主、役員等の経済的支援によって運営されてきた。
- ③ B社は、Aの相続開始前の数事業年度にわたって多額の未処理損失があり、そのため債務超過であり、その経営は厳しい状況にあった。
- ④ B社は、Aの相続開始から約2年後に廃業・解散した。
- ⑤ Xらは、本件債権を無価値として評価すべきだったなどとして更正請求をしたのに対し、Y税務署長は、更正すべき理由がない旨の通知処分をした。

厳しい状況にあったと認められる。しかし、B社の多額の未処理損失は大半が同族役員からの借入金であり、同族会社が同族株主、役員等からの経済的な支援等を受けて維持運営されるのは異例のことではなく、また、経常的に業務を維持運営している会社が計算書類上の債務超過の状態にあるからといって、これを目にして倒産状態にあるというのは早計にすぎるといわなければならない。

本件債権については、財産評価基本通達205を適用すべき事由は認められないから、財産評価基本通達204に基づき、本件債権の元本により評価することは相当である。

コメント

本事例は、財産評価基本通達205に定める「その回収が不可能又は著しく困難と認められるとき」の該当性について、その趣旨及び規定振りに、同通達の205(1)ないし(3)の事由と同程度に、債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白であり、そのために債権の回収可能性がないか、又は著しく困難であると確実に認められるときをいうと解釈しています。その上で、B社は相続開始時において経営が厳しい状況にあったことは認められましたが、借入金の大半が同族役員からのものであり異例ではないこと、また、債務超過の状態にあることをもって経済的に破綻しているとはいえないとされ、本件債権は元本で評価するのが相当とされました。

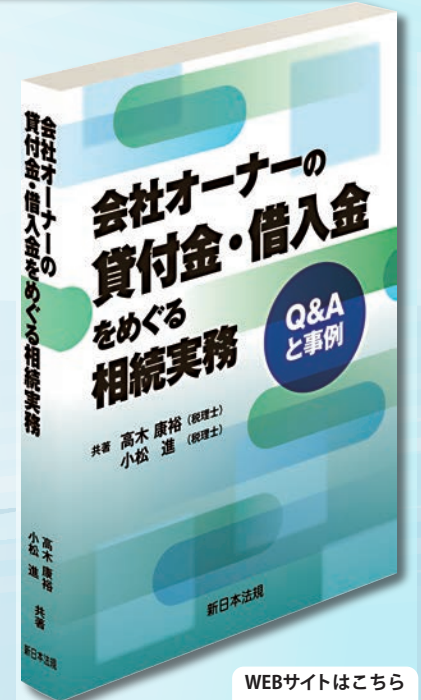
会社に対する貸付金は、経営者や顧問税理士がその回収可能性を最も理解しており見極められるのが現実かもしれません。しかし、その見方や判断方法は各人の経験により様々となってしまいうでしょう。そのため、相続税における貸付金債権の評価は、基本的に財産評価基本通達204、205により画一的に行われることとなります。金融検査マニュアルなどは、それ自身が合理的な基準であっても、財産評価基本通

会社オーナーの貸付金・借入金をめぐる相続実務-Q&Aと事例-

共著 高木 康裕(税理士) 小松 進(税理士)

「オーナーの相続」に伴う相続税トラブルを防ぐために!

- ◆ 会社とオーナーとの金銭貸借関係を相続発生前に整理・解消する方策や、相続発生後の税務処理を解説しています。
- ◆ 貸付金債権の評価等が争われた判例・裁決例も紹介し、ポイントを示しています。



WEBサイトはこちら



A5判・総頁292頁
定価4,950円(本体4,500円)送料410円
ISBN978-4-7882-9637-4

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

〈電子版〉定価4,510円(本体4,100円)

*閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

会員登録

はお済みですか?

01- 会員限定の法令情報が読める

02- 会員限定のサービスが受けられる

03- ポイント・クーポンが利用できる



0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

掲載内容

第1章 はじめに

- 〔Q1〕 オーナーの貸付金・借入金と相続の関係は
- 〔Q2〕 相続税・贈与税における貸付金の評価はどうするか
- 〔Q3〕 株式の評価額と貸付金・借入金の関係は
- 〔Q4〕 オーナーの相続税の現状把握はどうするか
- 〔Q5〕 役員貸付金・役員借入金の発生原因とメリット・デメリットは
- 〔Q6〕 オーナーが会社から借入れをする際の留意点は
- 〔Q7〕 オーナーが会社に貸付けをする際の留意点は
- 〔Q8〕 貸付金の生前対策に当たり留意することは

第2章 貸付金・借入金の生前対策

第1 会社への貸付金

1 貸付金の贈与

- 〔Q9〕 貸付金の贈与とは
- 〔Q10〕 暦年課税・相続時精算課税の選択のポイントは
- 〔Q11〕 暦年課税の活用方法は
- 〔Q12〕 相続時精算課税の活用方法は
- 〔Q13〕 トラブルを避けるための贈与と契約の締結方法は

2 オーナーによる債権放棄

- 〔Q14〕 オーナーによる債権放棄とは
- 〔Q15〕 法人の債務免除益の益金算入時期とは
- 〔Q16〕 みなし贈与と行為計算否認とは
- 〔Q17〕 トラブルを避けるための実施手順は

3 DES・擬似DES

- 〔Q18〕 DESとは
- 〔Q19〕 みなし贈与と行為計算否認とは
- 〔Q20〕 DESの実施手順は
- 〔Q21〕 疑似DESとは

4 代物弁済等

- 〔Q22〕 代物弁済とは
- 〔Q23〕 代物弁済契約の締結方法は

5 その他

- 〔Q24〕 役員報酬の減額による精算とは
- 〔Q25〕 生命保険の活用とは
- 〔Q26〕 第二会社方式の活用とは
- 〔Q27〕 会社を解散する場合における期限切れ欠損金の活用とは
- 〔Q28〕 相続までに金銭貸借関係を解消できない場合の対応は

第2 会社からの借入金

1 役員退職金との相殺

- 〔Q29〕 役員退職金の相殺とは

2 代物弁済

- 〔Q30〕 代物弁済とは
- 〔Q31〕 代物弁済契約の締結方法は

3 その他

- 〔Q32〕 役員報酬の増額による精算とは
- 〔Q33〕 発行会社への株式譲渡とは
- 〔Q34〕 債権回収会社等への債権譲渡とは
- 〔Q35〕 個人資産の売却とは

第3章 貸付金・借入金の相続

第1 会社への貸付金

- 〔Q36〕 多額の貸付金に関する相続時の問題とは
- 〔Q37〕 貸付金の存否の調査方法とは
- 〔Q38〕 貸付金の原則的な評価方法とは
- 〔Q39〕 貸付金の例外的な評価方法とは
- 〔Q40〕 個別に貸付金の回収可能額を算定することの可否は
- 〔Q41〕 債務超過かつ赤字決算の場合は貸付金をゼロ円評価できるか
- 〔Q42〕 金融機関からの借入金とオーナーからの借入金の回収可能性に対する評価の相違とは
- 〔Q43〕 貸倒引当金の要件を参考に貸付金を評価できるか
- 〔Q44〕 保証債務と貸付金の評価の関係は
- 〔Q45〕 金銭消費貸借契約書がなく、実際に会社に金銭を拠出していか定かでない場合にも貸付金を相続財産に含まなければならないか
- 〔Q46〕 不動産賃貸と回収可能性の関係は
- 〔Q47〕 相続税の申告期限までに会社を清算した場合にも貸付金を相続財産に含まなければならないか
- 〔Q48〕 相続開始日において消滅時効期間が経過している貸付金についても相続財産に含まなければならないか

第2 会社からの借入金

- 〔Q49〕 多額の借入金に関する相続時の問題とは
- 〔Q50〕 借入金債務の存否の調査方法は
- 〔Q51〕 死亡退職金と借入金債務を相殺することはできるか
- 〔Q52〕 借入金債務を相続放棄する際の留意点は
- 〔Q53〕 借入金債務を限定承認する際の留意点は

第4章

参考事例（相続における貸付金債権等の評価）

第1 貸付金債権の存否が争われた事例

- 〔事例1〕 役員による貸付金債権として認定されたものは、実質的には5,000万円の贈与であり、贈与税の課税を免れるために借り受けた外形を作出したにすぎないと原告の主張に対し、貸付金債権の存在が認定された事例【大阪地判平23・3・11税資261(順号11639)】
- 〔事例2〕 債務免除の意思表示があったとして貸付金債権を相続財産に含めずに申告したところ、貸付金債権は存在するとされた事例【東京地判平30・3・27税資268(順号13136)】
- 〔事例3〕 被相続人の会社に対する貸付金債権について、消滅時効期間の経過のみをもって財産評価基本通達205に定める「その他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当しないとされた事例【令3・12・17裁判(大裁(諸)令3—23)】

第2 貸付金債権の回収が不能とされた事例

- 〔事例4〕 債務者について破産等の手続が開始していても債務超過の状態が相当期間継続して再起のめどが立たない場合は、債権の回収の見込みのないことが客観的に確実なときに当たるとして、貸付金の回収が不可能とされた事例【平25・9・24裁判(大裁)92・368】
- 〔事例5〕 相続財産としての貸付金債権は、相続開始時点において、その回収が著しく困難な状況にあり、財産的価値はないものと認められるとして、原処分の一部が取り消された事例【平14・6・28裁判(関越(諸)平13—98)】
- 〔事例6〕 著しい債務超過状態で根抵当権等の被担保債権額が不動産の価額を大幅に上回っている等の事情があり、貸付金の返済を經常的収入で行っても長期間を要するようなどときには、貸付金の回収が不可能又は著しく困難であったと認められ、価額はゼロ円とするのが相当であるとされた事例【平19・6・29裁判(大裁(諸)平18—96)】
- 〔事例7〕 著しい債務超過状態で、被相続人に対する債務を弁済するための資金を調達できないのみならず、近い将来においても調達する見込みがないことから、「回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するとされた事例【平24・9・13裁判(大裁)88・352】

第3 貸付金債権の回収が一部不能とされた事例

- 〔事例8〕 代償債権(被相続人が第一次相続で取得した代償分割に係る債権)について、債務者の年間所得金額の全額を代償債務の返済に充てたとしても返済完了まで55年の期間を要することから、全額が回収可能とはいえず、回収が著しく困難であると見込まれる当該財産の価額を超える部分の金額については、本件代償債権の元本に算入しないことが相当であるとされた事例【平14・11・28裁判(大裁)64・469】
- 〔事例9〕 資産状況・営業状況が危機的状況にあり、相続開始日において、貸付金債権を除き営業用の資産負債を譲渡し、解散・清算することが確実であったことから、貸付金債権の配当見込相当額で評価すべきとされた事例【平18・5・12裁判(東裁(諸)平17—170)】

第4 貸付金債権の回収が可能とされた事例

- 〔事例10〕 貸付金債権の評価について、金融検査マニュアル等を挙げて、画一的な財産評価基本通達による評価を避け、通常人の常識的見地から債権の回収可能性を個別具体的に判断すべきとの主張に対し、そのような評価方法では債権の回収可能性を客観的に担保することができないとされた事例【東京高判平21・1・22税資259・7(順号11120)】
- 〔事例11〕 経営状態が悪化していたものの、毎年經常損益の赤字額を大きく超える金額の売上げを計上しており、負債の大半が同族役員からの無利息借入れのような場合には、財産評価基本通達205の「次に掲げる金額に該当するとき」と同視できる程度の経営破綻状態とはいえないとされた事例【福岡地判平28・1・22税資266・8(順号12786)】
- 〔事例12〕 会社は債務超過であったとしても、借入金の大部分は代表者からの借入れであり、直ちに強制執行を受けることにより、あるいは利息の支払により運転資金を欠く可能性があったとは認められず、金融機関からの借入金の返済が滞っていた事情も見当たらないから、貸付金の回収が不可能であると認められなかった事例【大阪高判令4・2・9税資272(順号13668)】
- 〔事例13〕 会社は、相続開始以降2か月間にわたって、経営するホテル等への宿泊を受け付けるなどして事業を継続しており、この間資金繰りが行き詰っていたわけではなく、倒産手続を利用せずに清算決に至っていることから、貸付金の回収が不可能であると認められなかった事例【仙台高判令4・3・23税資272(順号13691)】
- 〔事例14〕 会社は、相続開始時より後に解散し、清算決了時において債務超過になっているが、不動産賃貸業を営んでおり、賃貸の継続に格別の知識・能力を要することなく、存続してその営業利益によって返済していくことが可能であったのに経営上の理由で解散したものであるとして、貸付金の回収が不可能であると認められなかった事例【大阪高判平23・3・24税資261(順号11652)】

第5 その他の事例

- 〔事例15〕 更正請求期間を途過した後、相続税の更正処分の対象となった貸付金債権が、会社の民事再生手続においてゼロ円と評価されたとしても、認定事実等から更正後の税額が過大となった事実は認められないとして、納税者の請求が棄却された事例【大阪地判平30・11・28税資268・110(順号13215)】

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-0011
総務本部 名古屋市中区大須4-1-65

東京本社 〒162-8407
東京都新宿区市谷砂土原町2-6

(2026.4)51004031
この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。